

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

改正ポイント説明会



【本日の説明内容】

1. 改正の背景・趣旨
2. 取適法の適用対象
3. 委託事業者の義務
4. 委託事業者の禁止行為
5. 事件処理・相談窓口等



1. 改正の背景・趣旨

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、
「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において
賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するため
には、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

規制の見直し

- ① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設
- ③ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ⑤ 面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

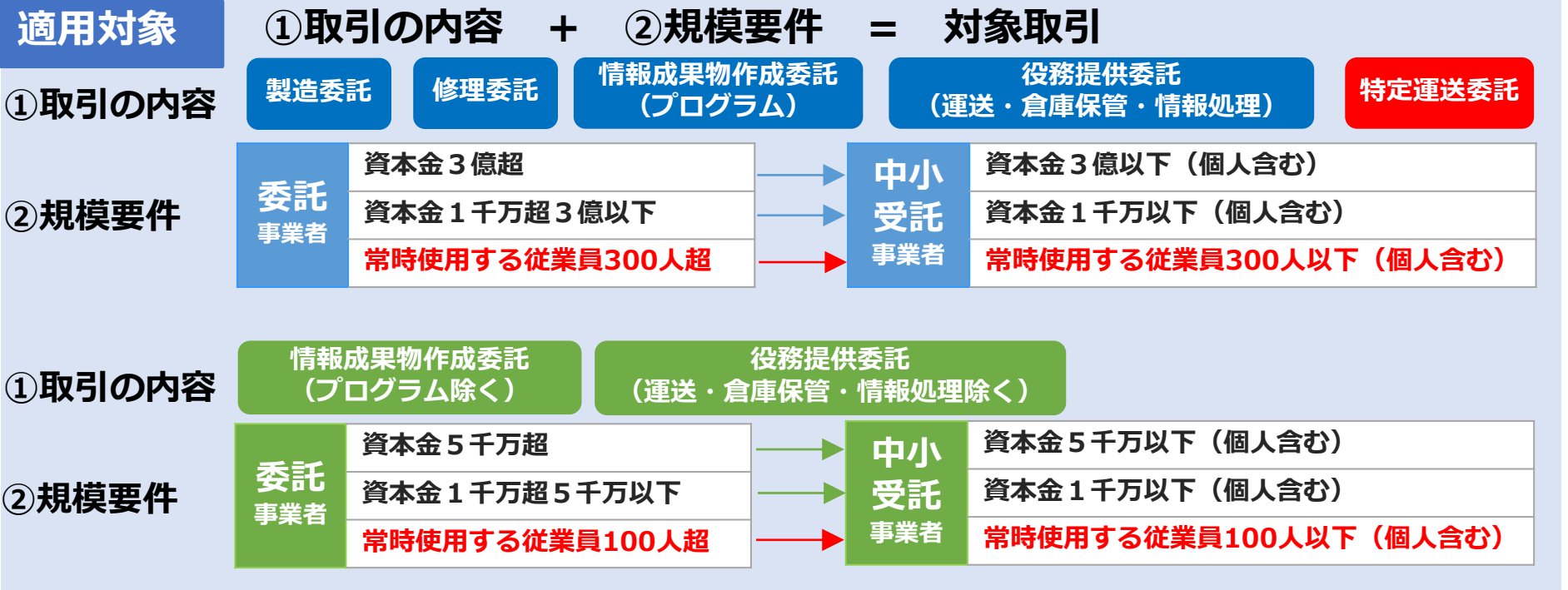
「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者
下請代金	製造委託等代金

取適法（改正下請法）の概要

法目的 **中小受託取引の公正化** ・ **中小受託事業者の利益保護**



義務
発注内容を明示する義務（発注書の交付）
取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
支払期日（受領後60日以内）を定める義務
遅延利息（14.6％）の支払義務

禁止行為	
受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	割引困難な手形の交付
返品	不当な経済上の利益提供要請
買ったたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象法令（主要なもの）

政令

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】 10/1 公布・公表

規則（省令）

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

10/1 公布・公表

- 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政 令	規 則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政 令	規 則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、企業取引研究会で示された課題（振込手数料の負担の課題等）にも対応



2. 取適法の適用対象

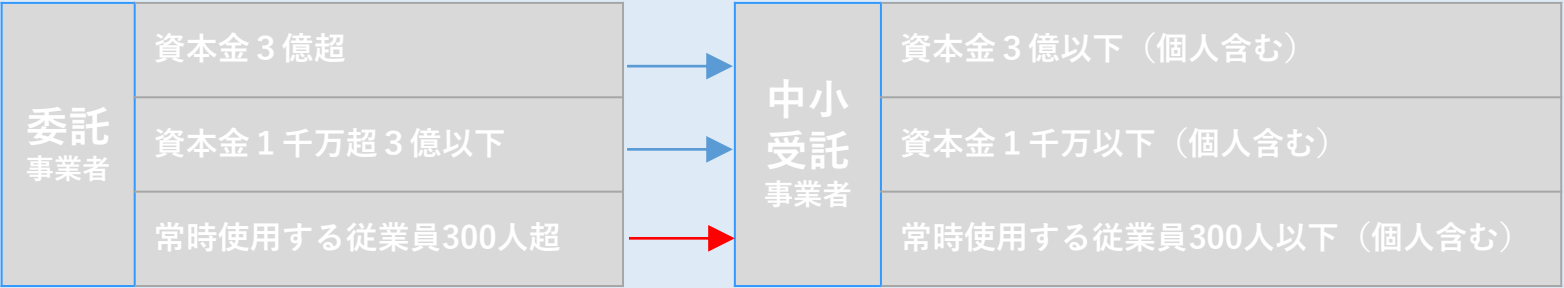
取引の内容

適用対象 ①取引の内容（P 9～） + ②規模要件（P20～） = 対象取引

①取引の内容



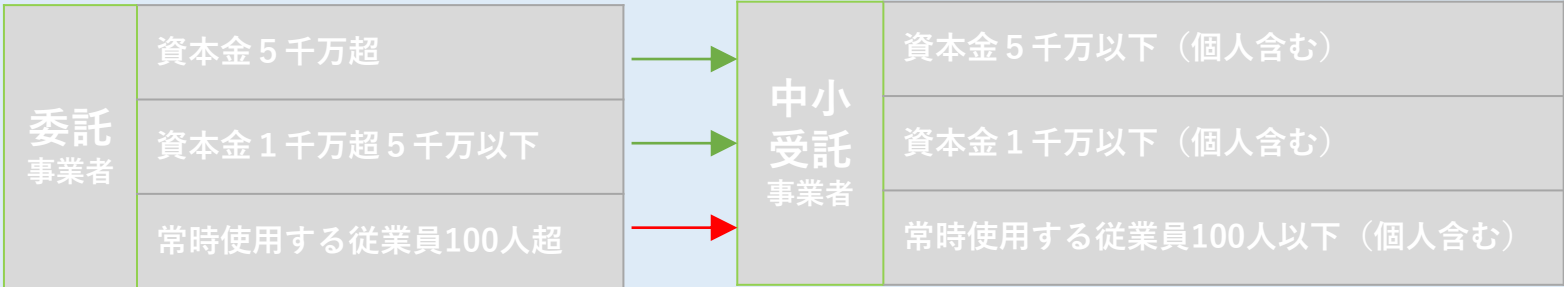
②規模要件



①取引の内容



②規模要件



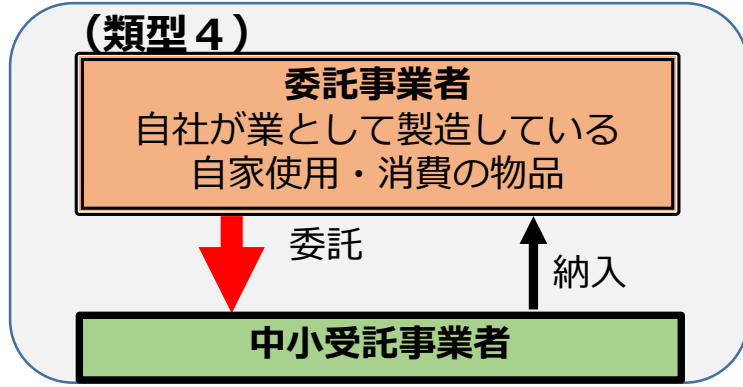
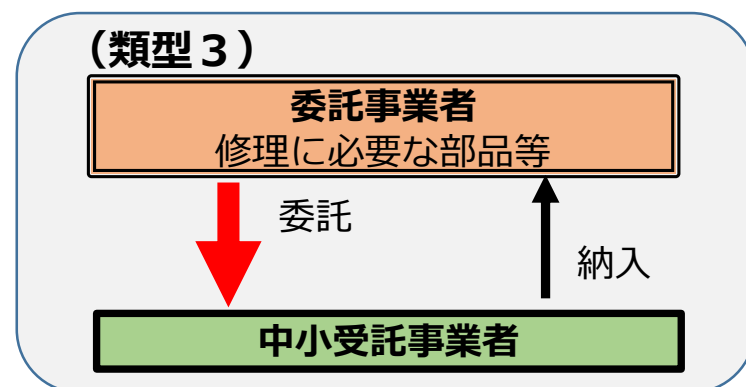
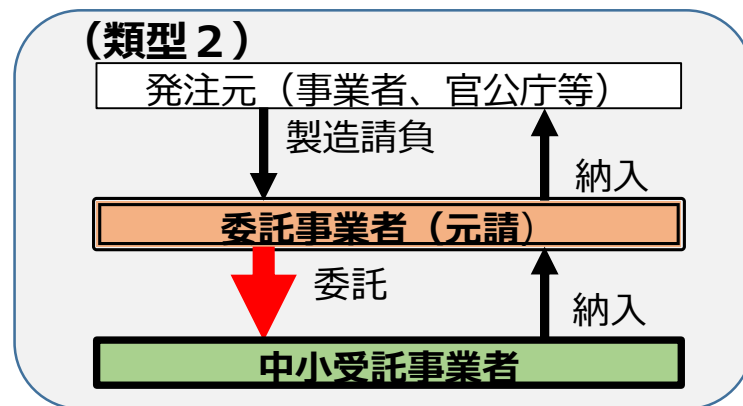
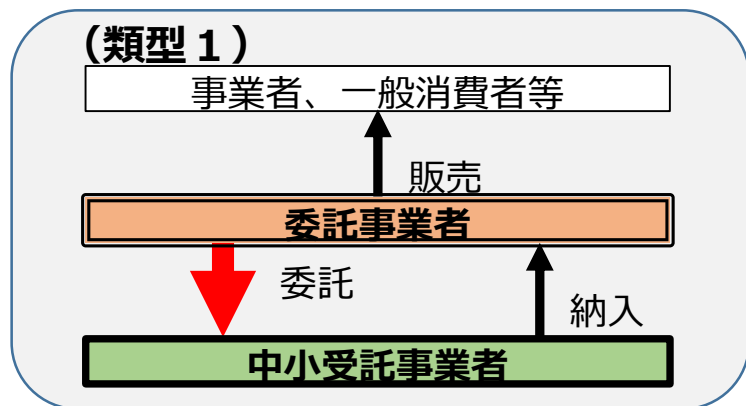
※**赤色**は改正内容

製造委託

【第2条第1項】※以下条項番号は取適法に基づく。

- 物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、**他の事業者**に物品の製造や加工などを委託することをいう。
- ここでいう「物品」は対象の明確化の観点から「有体物」をいう。**例えば、建売事業者が建物を構成する資材・部材の製造を委託する取引などが挙げられる。

取適法の適用を受ける製造委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。



※  が取適法の対象となる取引

木型等の対象への追加【改正】

- ・ 現行の下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- ・ 改正により、**専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具（治具）等の製造を製造委託の適用対象に追加。**

用語	運用基準における解釈・具体例
専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のもの

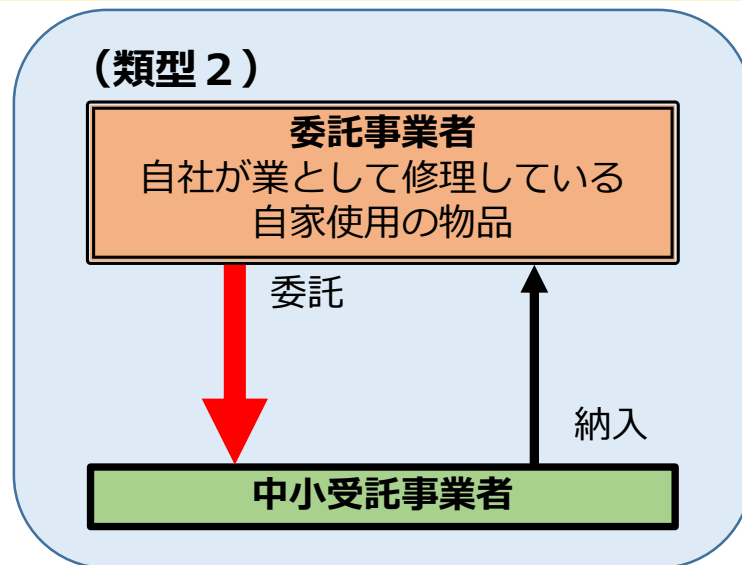
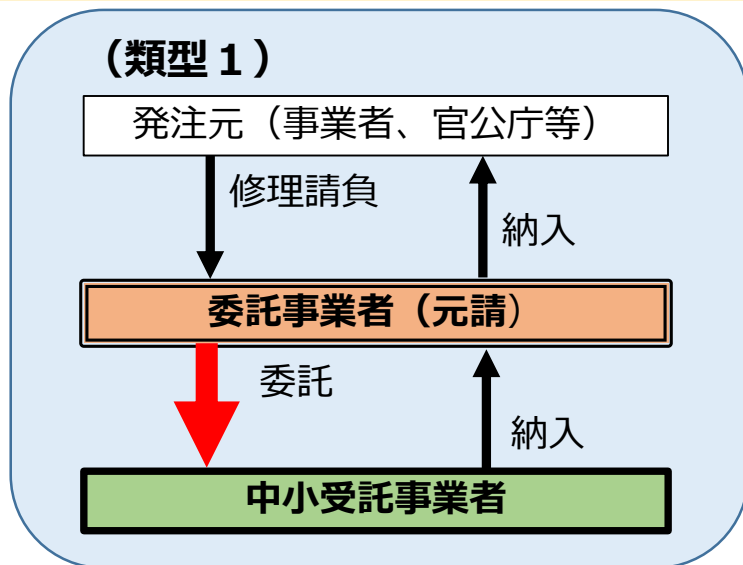
参照条文

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは**専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具**又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は**専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具**の製造を他の事業者に委託すること」をいう（第2条第1項）。

修理委託【第2条第2項】

- 物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、**その修理の一部を他の事業者へ委託すること**をいう。

取適法の適用を受ける修理委託は、以下2つのタイプ（類型1及び類型2）となる。



※ **→** が取適法の対象となる取引

修理委託のポイント

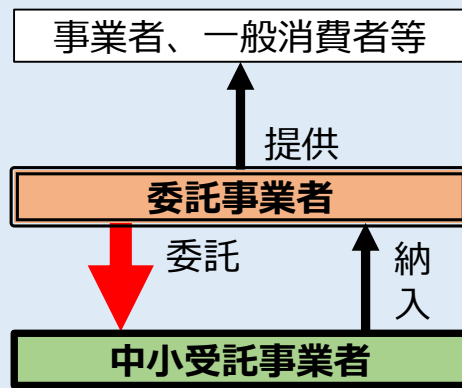
- ※ 修理とは、**元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させること**をいう。
- ※ 発注元への**出張修理**は、物品を納入するという行為が発生しないが、**修理に該当する**。

情報成果物作成委託 【第2条第3項】

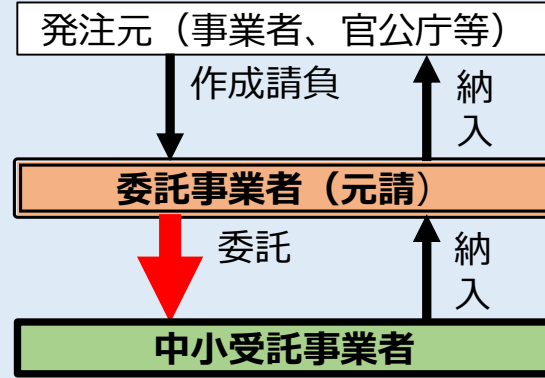
- ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの**情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者**にその作成作業を委託することをいう。

取適法の適用を受ける情報成果物の作成委託は、以下3つのタイプ（**類型1～類型3**）となる。

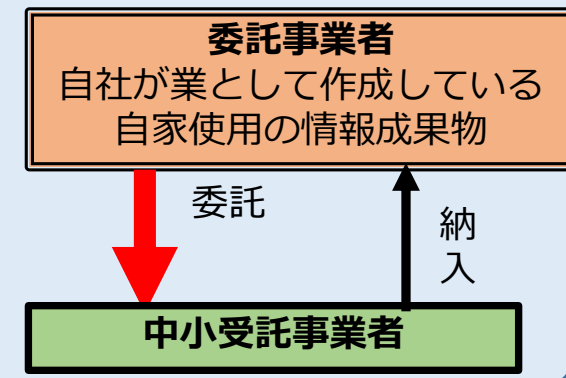
（類型1）



（類型2）



（類型3）



※ **→** が取適法の対象となる取引

情報成果物とは

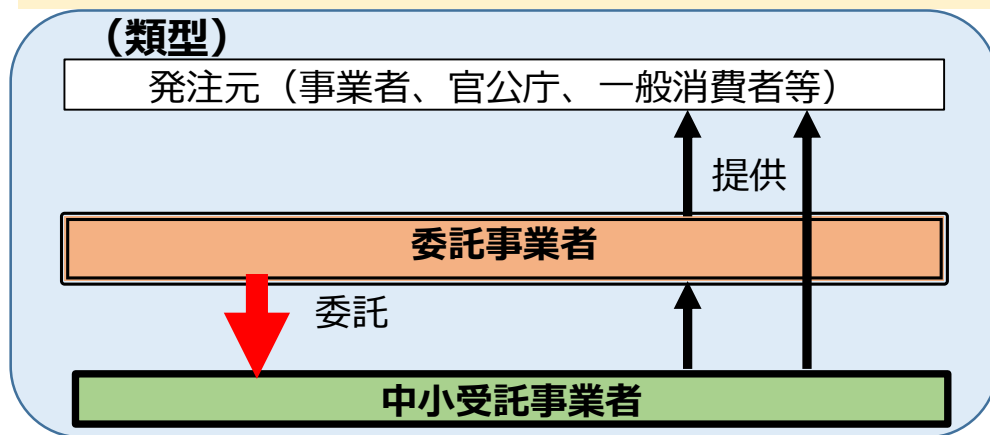
- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例：設計図、ポスターのデザインなど）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、物品の設計・デザインに係わる作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

役務提供委託【第2条第4項】

- ・ 他者に対して運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）を提供する事業者が、**提供する役務の全部又は一部を他の事業者に出向する**ことをいう。
- ・ ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は取適法の対象とはならない。

取適法の適用を受ける役務提供委託は、以下のタイプ（類型）のみとなる。



※ **→** が取適法の対象となる取引

役務提供委託のポイント

※ 建設工事は取適法の適用対象外

- ・ 取適法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない**。
- ・ これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているため。

※ 自ら利用する役務（自家利用役務）は取適法の適用対象外

- ・ 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、**委託事業者が自ら利用する役務は含まれない**。
- ・ 自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となる。

※ 運送事業者間の運送委託は引き続き役務提供委託の適用対象

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

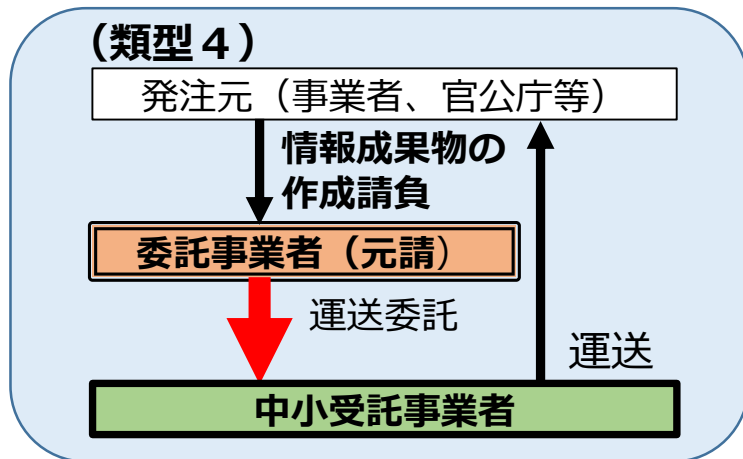
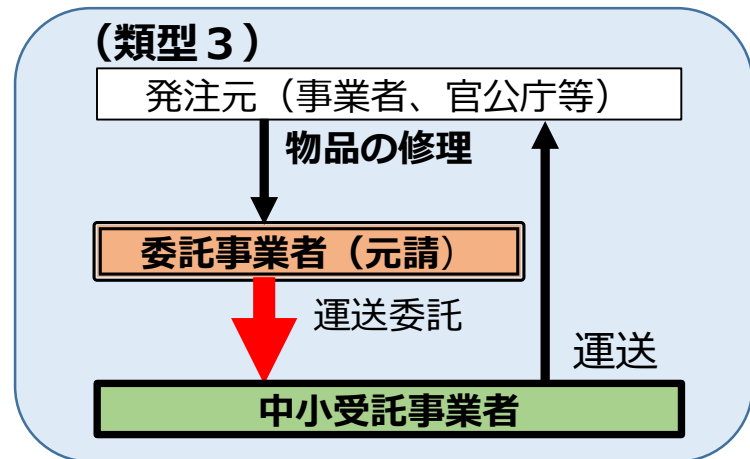
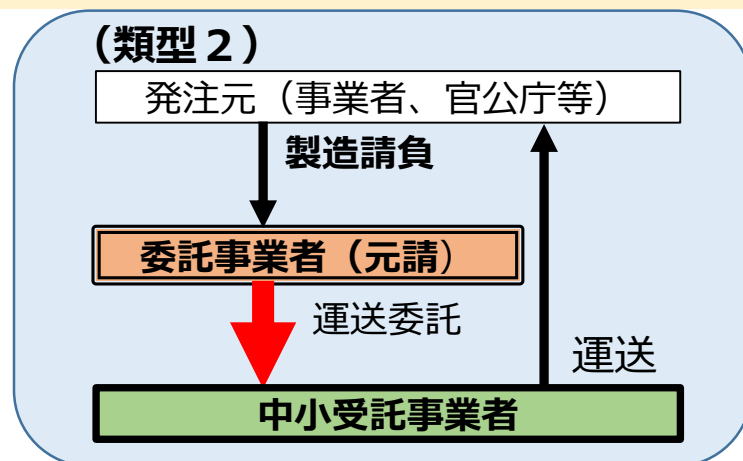
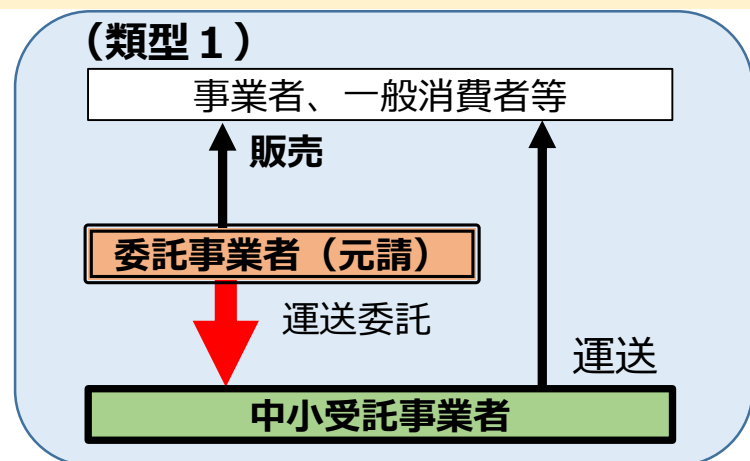
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。



※  が取適法の対象となる取引

「運送の行為の一部」

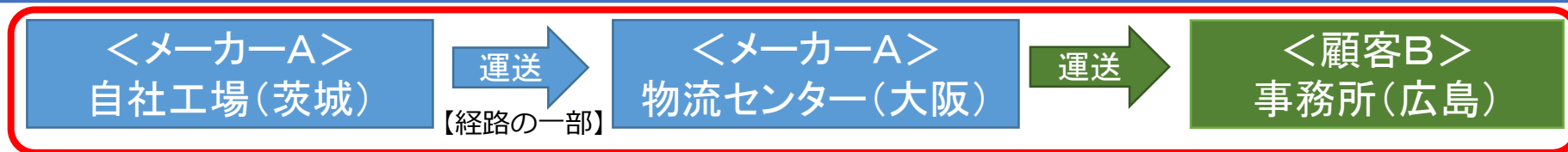
- 「運送の行為の一部を他の事業者へ委託すること」とは、「取引の相手方」に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者へ委託することをいう。

同一法人の拠点間運送

- 同一法人の拠点間の運送が、当該拠点間の販売等に基づいて行われていたとしても、その販売等は、通常、「取引の相手方」に対する運送とはいえず特定運送委託には該当しない。
(例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合)

同一法人の拠点間運送の例外

- 「取引の相手方」に対する運送であって、自社の拠点を「取引の相手方」に対する運送の「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。



経路全体が特定運送委託に該当

【具体例】

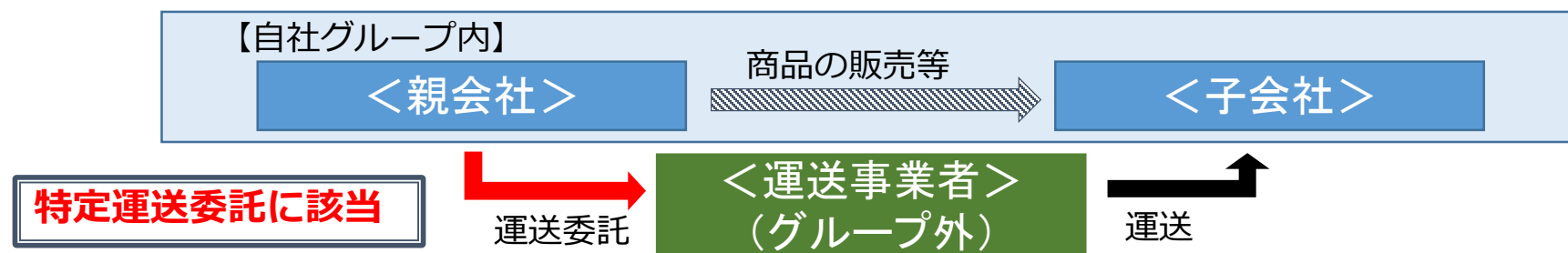
- ✓ メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- ✓ その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- ✓ 自社工場から物流センターまでの運送は、顧客Bの事務所までの運送の「経路の一部」であり、経路全体が特定運送委託に該当する。

グループ会社における運送

類型 1

- 特定運送委託における「取引の相手方」には、**運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。**

【具体例】

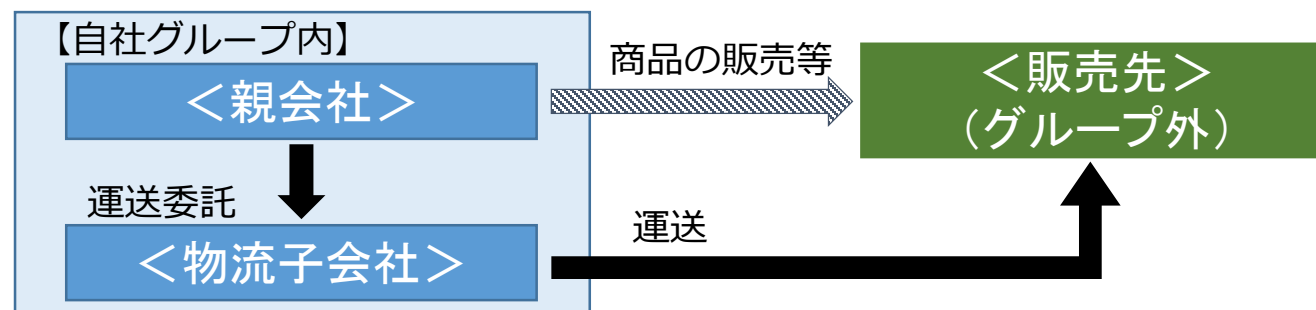


類型 2

- グループ内の物流子会社に運送を委託した場合、**それが実質的に同一会社間での取引（※）とみられる場合は、本法の適用が除外されるものではないが、従前から運用上問題としていない。**

【具体例】

実質的に同一会社間の取引とみられる場合は、運用上、問題としていない

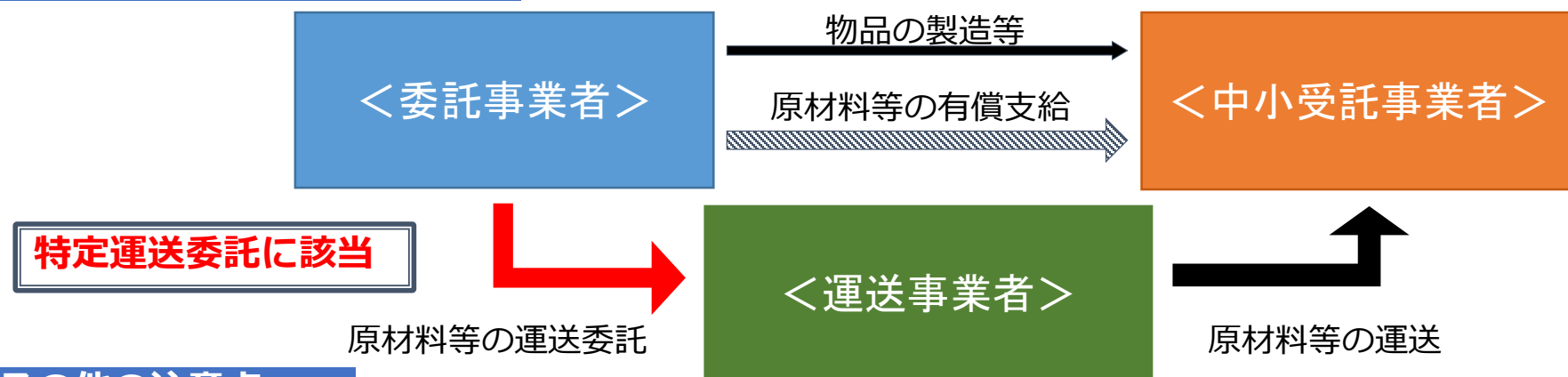


※親会社と当該親会社が総株主の議決権の50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の50%超を所有している子会社間の取引など。

その他のポイント

- 特定運送委託において、物品の製造等の委託事業者が中小受託事業者に対して自己に対する**給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を委託事業者から購入させる場合**、委託事業者が**当該原材料等（有償支給原材料等）を中小受託事業者に対する運送を他の事業者に委託することは、特定運送委託に該当する。**
- なお、物品の製造等の発注事業者が無償で提供する支給品を受注事業者に対して運送する場合、通常、特定運送委託における「取引の相手方」に対する運送に当たらず、特定運送委託に該当しない。

有償支給原材料等の運送委託



その他の注意点

● 運送以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)

運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、**不当な経済上の利益の提供要請に該当する。**

● 倉庫保管

特定運送委託における運送とは、「取引の相手方」（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に物品を移動することをいい、**倉庫保管は含まれない。**

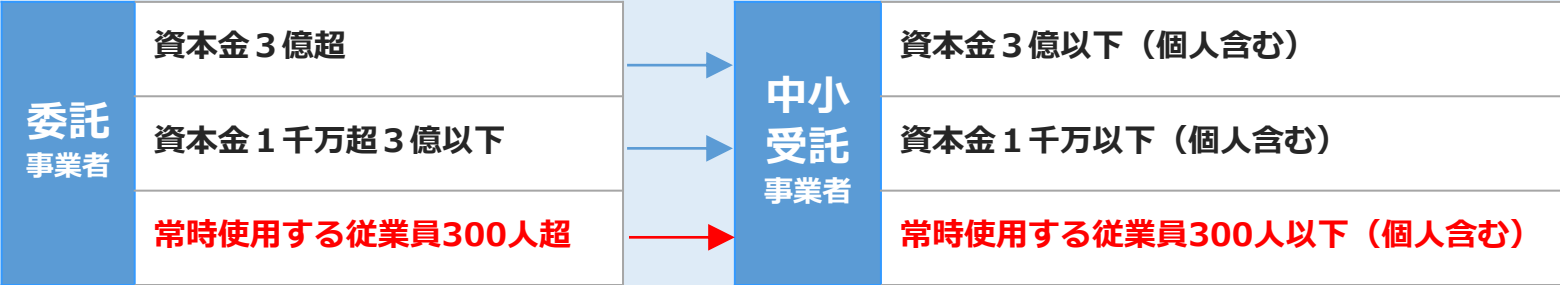
規模要件

適用対象 ①取引の内容（P 9～） + ②規模要件（P20～） = 対象取引

①取引の内容



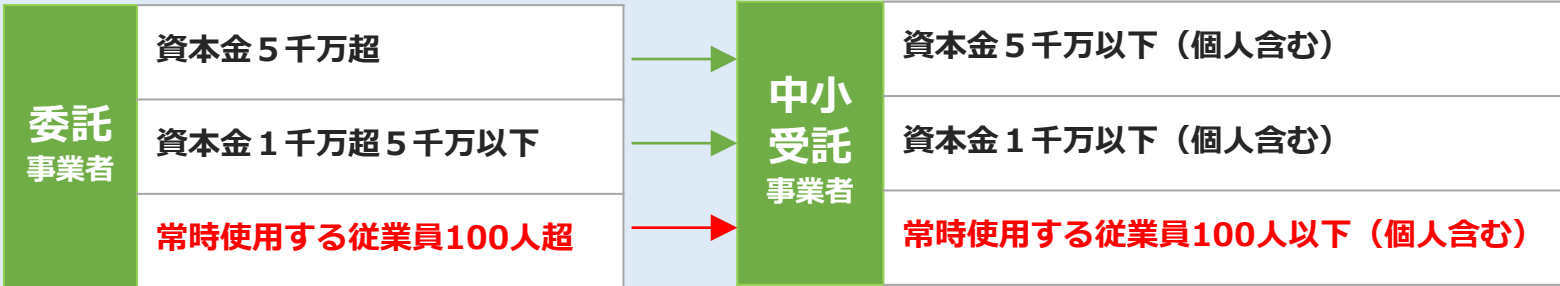
②規模要件



①取引の内容



②規模要件



※赤色は改正内容

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

委託
事業者

資本金 3 億超
資本金 1 千万超 3 億以下
常時使用する従業員 300 人超

中小
受託
事業者

資本金 3 億以下（個人含む）
資本金 1 千万以下（個人含む）
常時使用する従業員 300 人以下（個人含む）

情報成果物作成委託
(プログラム除く)

役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

委託
事業者

資本金 5 千万超
資本金 1 千万超 5 千万以下
常時使用する従業員 100 人超

中小
受託
事業者

資本金 5 千万以下（個人含む）
資本金 1 千万以下（個人含む）
常時使用する従業員 100 人以下（個人含む）

資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- 従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。**

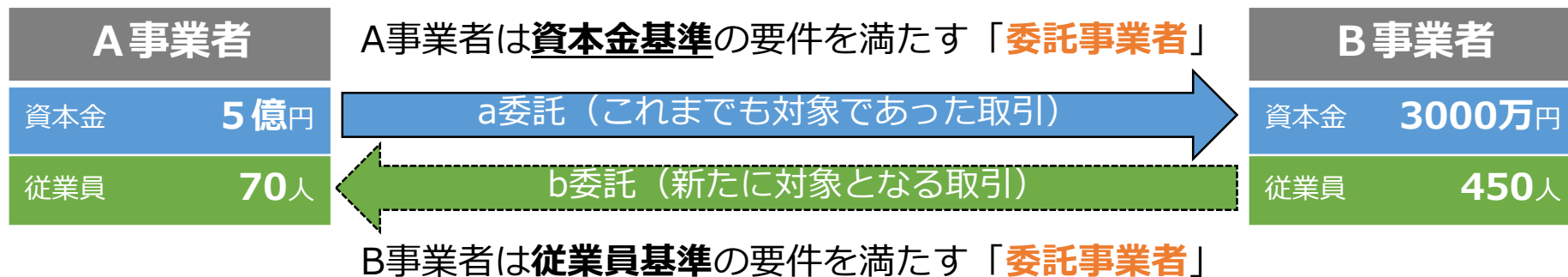
○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	資本金（※）
×	×	適用対象外

ポイント

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

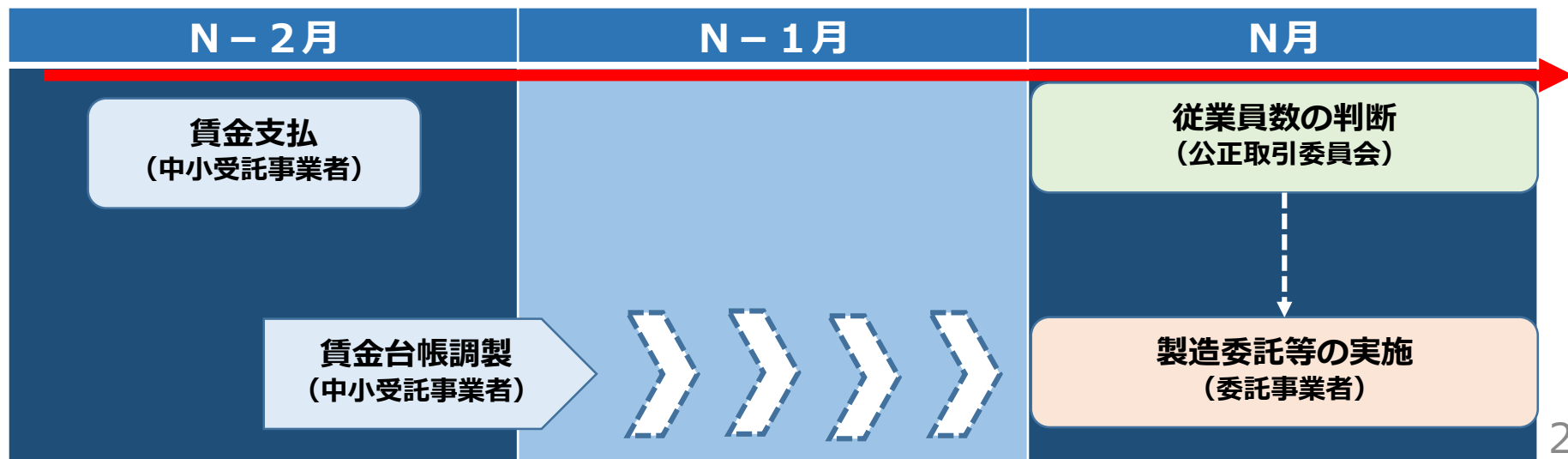
- 「常時使用する従業員」とは
その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、**日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの**をいう。
- 「常時使用する従業員の数」とは
当該事業者の**賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。**

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

- ※**委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
- ※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、**例外的に下記の取扱いを行うことも可能。**
- ※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例

※**N-2月**の賃金台帳上の労働者の数をもって、**N月**の「常時使用する従業員の数」とする



従業員基準に関する留意事項

中小受託事業者からの回答に誤りがあった場合の取扱い

- ・ 委託事業者が、中小受託事業者に対して、「常時使用する従業員の数」について確認したところ、中小受託事業者から事実と異なる回答を得たことにより、当該中小受託事業者に対する製造委託等について本法の適用がないものと誤認し、委託事業者が本法に違反することとなった場合、委託事業者による本法違反行為については是正する必要があるため、当該中小受託事業者に対する本法違反行為について、必要に応じて、指導及び助言を行うことがあるが、**直ちには、勧告を行うものではない。**

委託事業者の確認義務の有無

- ・ **委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。**
(例えば、取引の相手方の賃金台帳の閲覧やその写しの取得は必須ではない。)
- ・ 取引の相手方が中小受託事業者であるかどうか判断する必要がある場合には、当該相手方に「常時使用する従業員の数」を確認していただくこととなるが、当該相手方の「常時使用する従業員の数」が確認できない場合などにより、当該相手方が中小受託事業者に該当しないことが判断できない場合には、本法に準拠して御対応いただくことが望まれる。

中小受託事業者の説明義務の有無

- ・ **中小受託事業者において、「常時使用する従業員の数」を説明する義務はないが、委託事業者からの確認に適切に対応していただくことが望まれる。**

その他の注意点

- ・ 従業員基準に該当するかどうかについては、製造委託等をした時点における「常時使用する従業員の数」によって判断される。そのため、**製造委託等をした時点において従業員基準に該当した場合には、その後の「常時使用する従業員数」の変動の有無にかかわらず、当該製造委託等に係る取引当事者は本法の適用対象となる。**



3. 委託事業者の義務

- ・ 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられる**。

義務の内容

- ① 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- ② 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- ③ 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- ④ 遅延利息（14.6%）の支払義務

発注内容等を明示する義務 【第4条】

- 口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、**発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法等）を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければならない。**

発注書面に記載すべき事項

必須	① 委託事業者及び中小受託事業者の名称 ② 製造委託等を委託をした日 ③ 給付の内容（品目、品種、数量、規格、仕様等） ④ 物品等の受領期日（役務提供委託の場合は、期間でも可） ⑤ 物品等の受領場所（役務提供委託の場合は、役務が提供される場所）
該当する場合	⑥ 検査完了期日（検査をする場合）
必須	⑦ 製造委託等代金の額 ⑧ 製造委託等代金の支払期日
該当する場合	⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、その期間の始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日 ⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができるとする期間の始期及び電子記録債権の満期日 ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法 ⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日

電磁的方法による書面交付【改正】

- 書面等の交付義務について、**中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供可能とする。**

電磁的方法による提供

電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法

電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法

電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付すること等

ポイント

- 委託事業者は、中小受託事業者に明示事項を電磁的方法により明示した場合においても、その事業者から当該明示事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、明示規則で定めるところにより、当該書面を交付しなければならない。

取引に関する書類等を作成・保存する義務 【第7条】

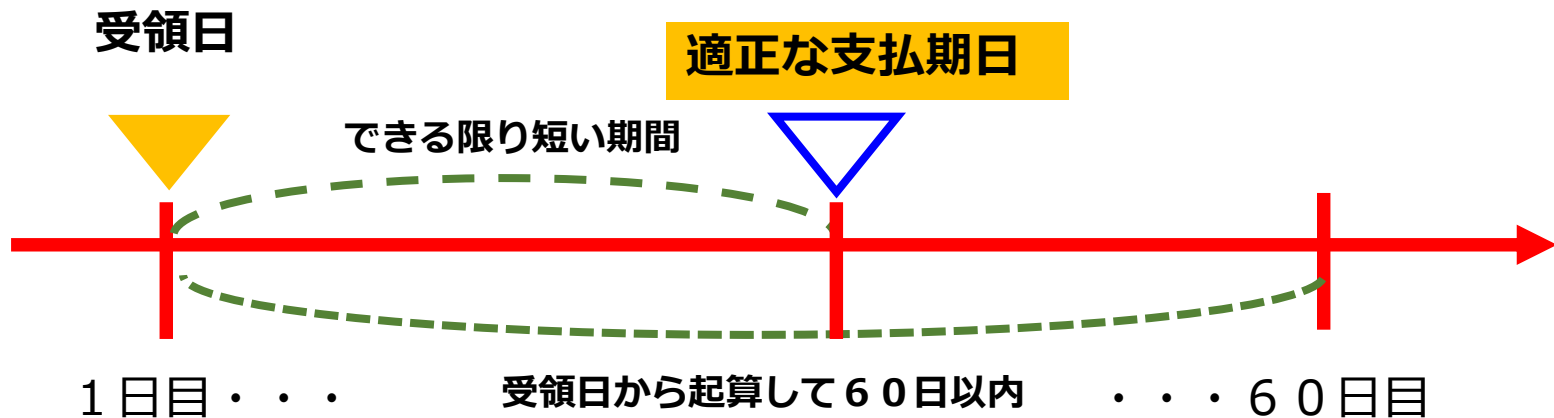
- ・ 委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられている。

必要記載事項

- ① 中小受託事業者の名称
- ② 製造委託等をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容
- ④ 給付を受領する期日
- ⑤ 受領した給付の内容及び受領した日
- ⑥ 給付内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び不合格品の取扱い
- ⑦ 変更又はやり直しをさせた場合の内容及び理由
- ⑧ 製造委託等代金の額
- ⑨ 製造委託等代金の支払期日
- ⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫ 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、以下の事項
 - イ 当該支払手段の種類、名称、価額
 - ロ 支払手段を使用した日
 - ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その引換えに関する事項
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日、その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ⑱ 明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

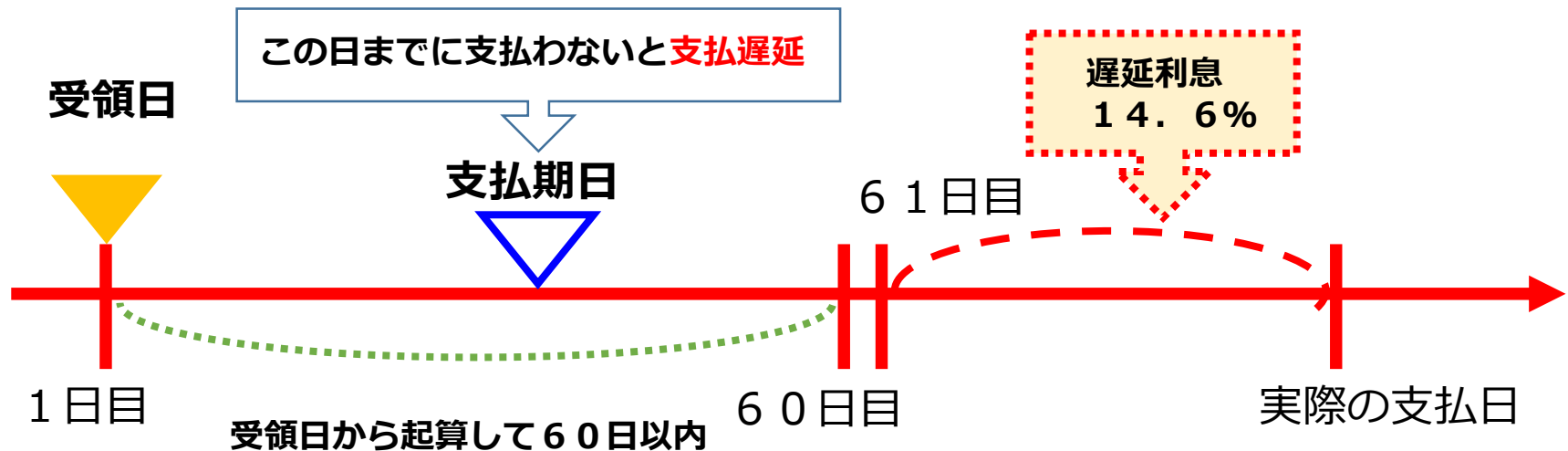
支払期日を定める義務【第3条】

- 委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した**物品を受領した日から起算して60日以内**の**できる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなければならない。
- 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日



遅延利息を支払う義務【第6条】

- 委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に**応じ中小受託事業者に対して遅延利息（年率14.6%）を支払う義務**がある。

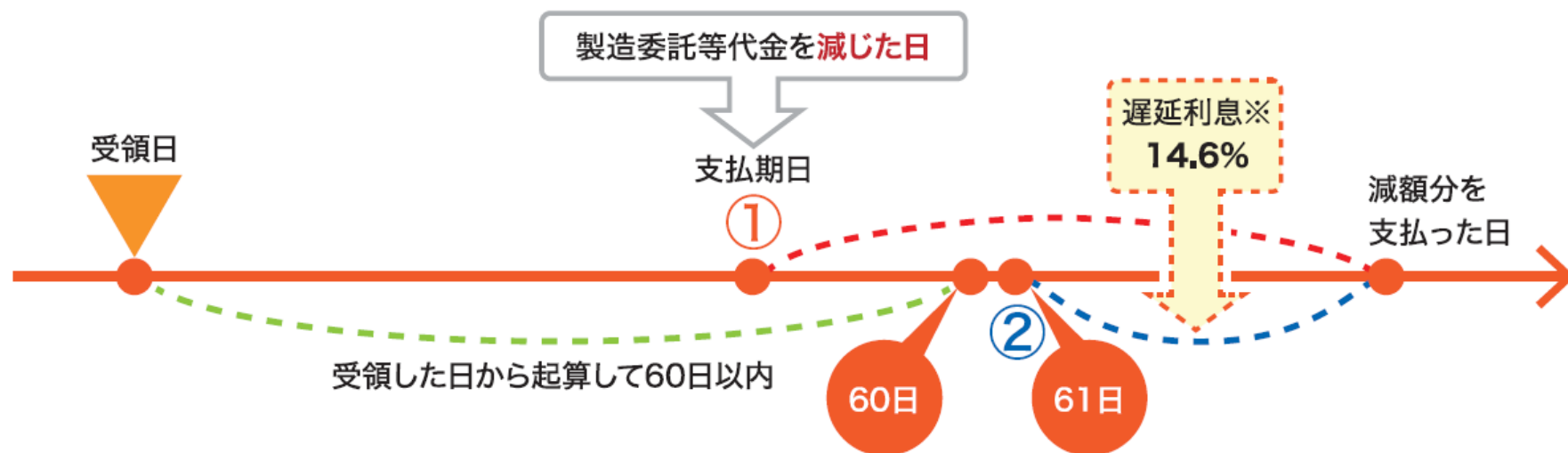


ポイント

- この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利息に優先して適用される。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は適用されない。
- 「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではない点に注意。**

遅延利息の対象となる禁止行為に「減額」を追加【改正】

- 中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払いをする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務を追加**。
- この場合における遅延利息の起算日は、①減額を行った日又は②中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。



4. 委託事業者の禁止行為

委託事業者の禁止行為の概要

- ・ 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の**行為を禁止**。
- ・ **中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となる。**

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

①受領拒否の禁止 **Point ! 改正**

②代金の支払遅延の禁止

③代金の減額の禁止

④返品 of 禁止

⑤買ったたきの禁止

⑥購入・利用強制の禁止

⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止

⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point ! 改正

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること。
- 発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に該当。

「受領」とは

中小受託事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取る行為であって、委託事業者が**事実上支配下に置けば、受領**したことになる。

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

受領を拒むことができる場合 = **中小受託事業者**に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**又は中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**
- 中小受託事業者の給付が、発注書面に明記された**納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合**

- 発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている**支払期日までに代金を支払わないこと。**
- 物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払う必要。

注意点 「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合

- 締切日からの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 検査に合格してからの期間ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**
- 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められる**

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

注意点

「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはならない**

手形払等の禁止【改正】

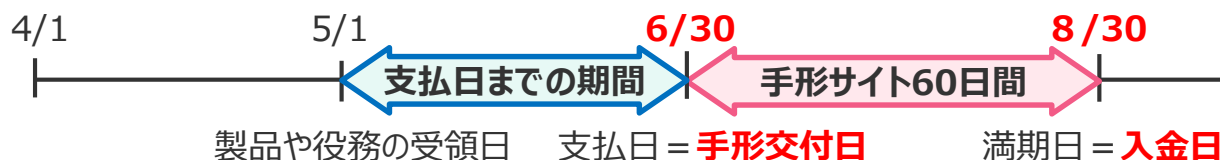
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

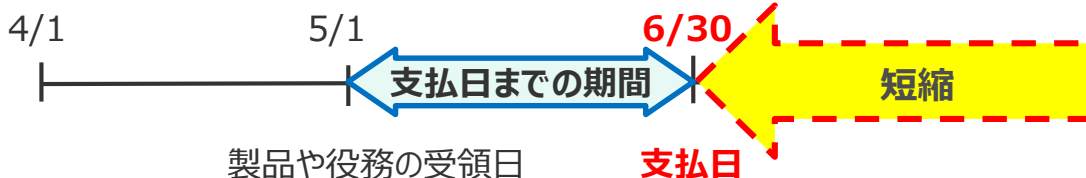
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

● 電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

● 一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

手形以外の支払手段における支払期日の取扱い【改正】

4 条 規 則

第一条柱書

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）
第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

第一項第四号 製造委託等代金の額及び支払期日

同項第五号

□ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

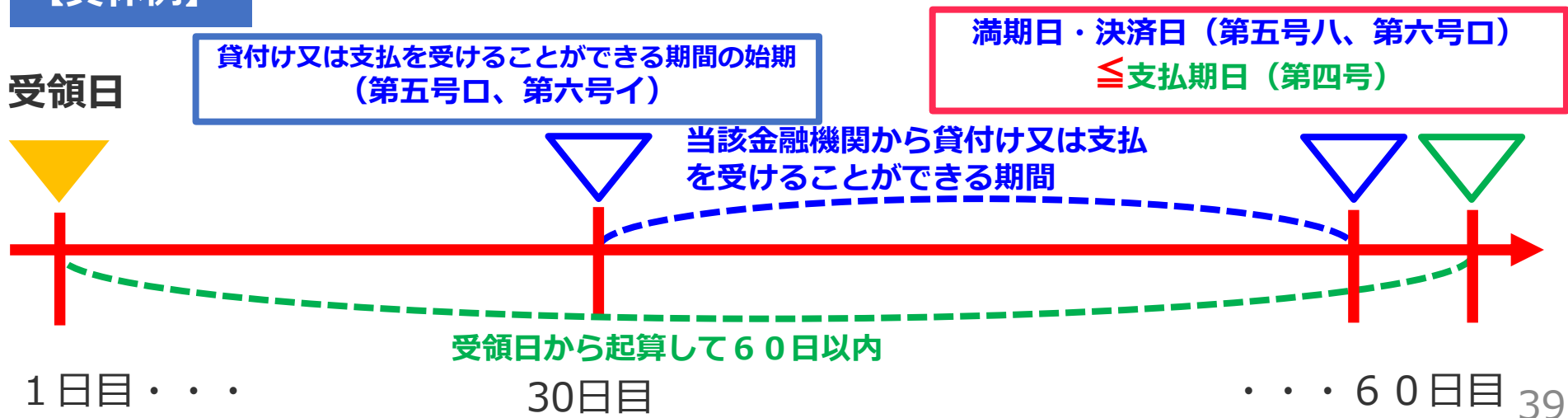
八 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

同項第六号

イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期

□ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

【具体例】



製造委託等代金の減額【第5条第1項第3号】

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること。
- 協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法にかかわらず減額行為が禁止されている。

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

減額できる場合 = 中小受託事業者**に責任がある場合**

● 受領拒否【第5条1項1号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付の受領を拒んだとき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付を受領した場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

● 返品【第5条1項4号】

中小受託事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵・納期遅れ等）がある場合に、以下のいずれかに該当するとき

- ① 当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせたととき（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限る。）
- ② 当該理由がある旨を事前に伝えた上、その給付に係るものを引き取らせなかった場合に、
 - (1) 委託内容に合致させるため委託事業者が手直したとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）
 - (2) 委託内容と適合しないこと等又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかなとき（減ずる額は、客観的に相当な額に限る。）

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。



【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注した物品等の受領後に返品すること。
- 不良品などがあつた場合には、受領後6か月以内に限って、返品することが可能。

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者

に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

返品できる場合 = **中小受託事業者**に責任がある場合

- 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された**委託内容と異なる場合**
- 中小受託事業者の給付に**瑕疵等がある場合**

- 通常支払われる対価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
- 「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価。
- 製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要。

注意点

中小受託事業者から価格交渉の申出がない場合であっても、価格交渉の場において、明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことには、取適法の運用基準（や独占禁止法Q&A）において「問題となるおそれがある」との考え方を示しており、この考え方は、引き続き変わらない。

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主



運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

判断要素

= ①～④を総合考慮

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

- 中小受託事業者が発注する物品の品質を維持するためなどの**正当な理由がないのに**、委託事業者が指定する物（製品、原材料等）、役務（保険、リース等）を強制して購入、利用させること。

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

注意点

「委託事業者が指定する物、役務」とは、**委託事業者自らが販売するものに限らない**。
委託事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれる。

「強制して」とは

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、**事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれる**。
- ② 中小受託取引においては、委託事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、**中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合は本法違反となる**。

- 委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は**事業所管省庁**に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすること。

本規定のねらい

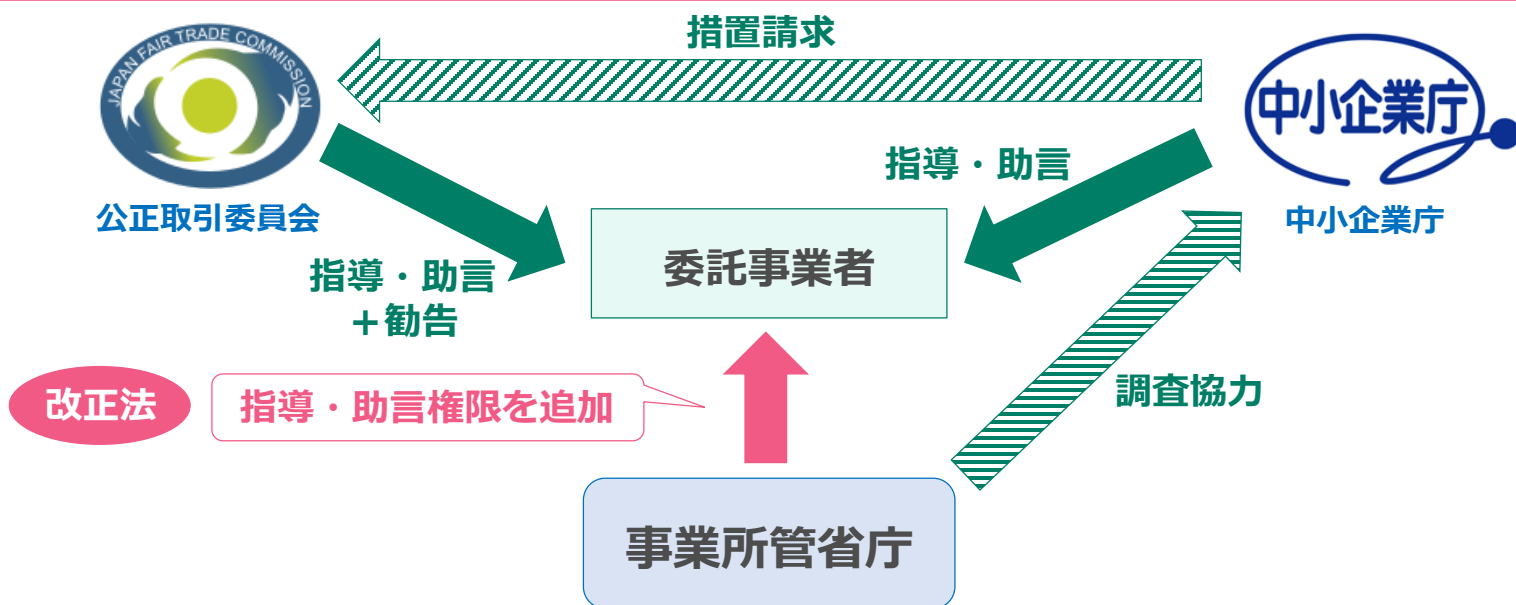
中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするため。

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



- 委託事業者が有償支給する材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、**中小受託事業者には責任がないのに**、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせること。

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日より早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

中小受託事業者には責任がある場合

- ① 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

不当な経済上の利益の提供要請①【第5条第2項第2号】

- 委託事業者が自己のために、中小受託事業者**に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること。**
- 製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請。

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

以下のような方法で要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある

- ① 購買・外注担当者等**中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が**中小受託事業者**に金銭・労働力の提供を要請すること。**
- ② 中小受託事業者ごとに**目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 中小受託事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて**金銭・労働力の提供を要請すること。

不当な経済上の利益の提供要請②

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)を提供させることは、不当な経済上の利益提供要請に該当する。

不当な経済上の利益の提供要請③

【型・治具の違反行為事例について】

「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものとなるが、これまでの**主な違反事例**において認められたものは、次のとおり。

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の**発注を1年間以上行わない**にもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

下請事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

3 親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について**今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていた**にもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該**木型等を改めて使用する予定がない**にもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

注意点

(出典：公取委HP「よくある質問コーナー(下請法)Q46」)

- 型の所有権について、委託事業者が所有する場合のほか、**中小受託事業者が所有する場合であって、委託事業者が事実上管理しているとき**（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様。

- **中小受託事業者**に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合、**中小受託事業者**が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないこと。

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

考え方

- **給付内容の変更又はやり直し自体を禁止するものではなく**、「**中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに**」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、**中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止している**。
- 給付内容の変更又はやり直しのために**必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合**には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの**問題とはならない**。

協議に応じない一方的な代金決定の禁止①

【第5条第2項第4号】

【改正】

- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。**

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。

現行

対価に着目した規定

【対価引下げ型】

従前の対価



100円

引下げ後の対価



50円

利益

改正法

交渉プロセスに着目した規定

【コスト上昇型】

従前の対価



100円

引上げ後の対価



110円

※コストアップに見合わない引上げ幅

利益

協議に応じない一方的な代金決定の禁止②

運用基準

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」すること

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは

中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。

「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは

中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは

中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは

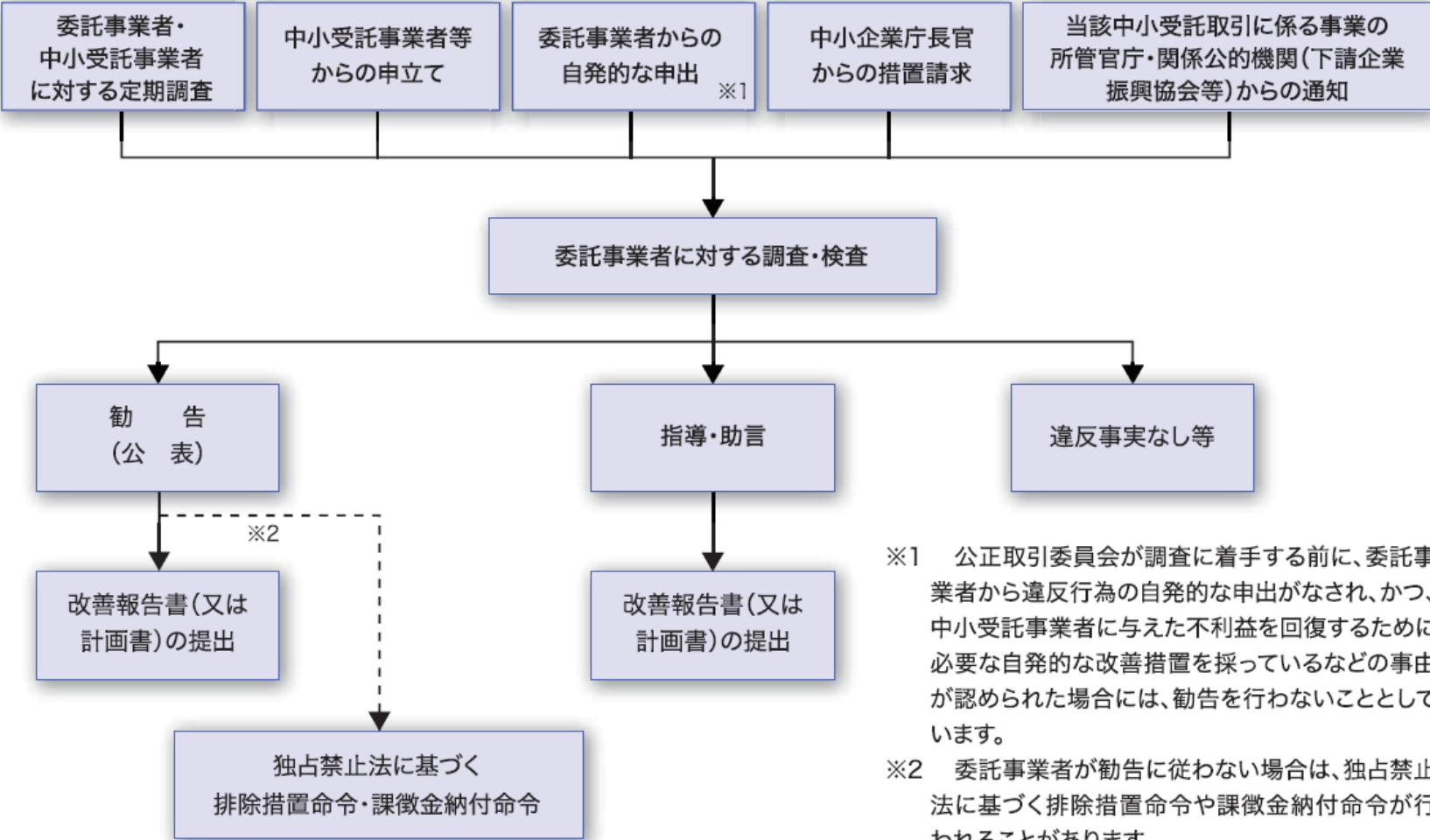
- ・ 中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- ・ 「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。



5. 事件処理・相談窓口等

取適法事件処理フローチャート

取適法事件処理フローチャート



オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

電話・郵送による申告窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 申告受付担当

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581) 5471(代)

北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

自発的申出

自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3,230名	433名	91名	2,158名	525名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している

(平成20年12月17日公表^(注))。

(注) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

相談窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH

サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表 広報活動 独占禁止法 下請法 フリーランス法 スマホソフトウェア 競争促進法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口

公正で自由な競争が
持続的な成長と生活水準を
向上させる

取引適正化に向けた
公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言
(アドボカシー活動)

デジタル分野における
公正取引委員会の取組

2024年11月1日から
フリーランスの方
のために、
新しい法律が
スタートします。

更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL **トップページ> 報道発表・広報活動> 各種パンフレット**
<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ	知って守って 下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～	下請取引 適正化推進 講習会テキスト	優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」

優越的地位の濫用規制とは

優越的地位の濫用規制（独占禁止法）は、取引上**優越した地位**にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止。

優越的地位の濫用の規制趣旨

優越的地位の濫用は

- 取引の相手方（B社）の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方（B社）はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者（A社）はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ

優越的地位の濫用規制の概要②

優越的地位の濫用に該当し違反となるかどうかは、3つの要素から判断される。

優越的地位

+

以下の事項を総合的に考慮

- ① 取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ② 行為者の市場における地位
- ③ 取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④ その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

正常な商慣習に
照らして不当に

+

濫用行為

公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、**現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。**

- ①購入・利用強制 ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請
- ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否 ⑥返品 ⑦支払遅延 ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的決定 ⑩やり直しの要請 ⑪その他

優越的地位の濫用規制対象と取適法による規制対象の違い

	優越的地位の濫用規制対象	取適法による規制対象
対象となる取引	全ての分野	製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託に限る
資本金区分	無し	有り
従業員区分	無し	有り

御清聴ありがとうございました
アンケートに御協力をお願いいたします。

回答はこちらから→



<https://www.jftc.go.jp>



@jftc

公取 取適法 で検索



JapanFTC



JFTCchannel

